

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- 長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正
 - ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除
 - ・土地収用法に基づく事業の認定
- 長崎県財務規則第9条の2に規定する知事が徴収を行う手数料の一部改正
 - ・公金の収納事務の委託

所管課（室）名

福祉保健課
砂防課
用地課
会計課
警察本部会計課

◎ 公 告

- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（5件）
- ・一般競争入札の実施

漁業振興課
警察本部会計課

告 示

長崎県告示第618号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和6年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和6年12月24日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 国保・健康増進課関係						別表（第2条関係） 国保・健康増進課関係					
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～7 略						1～7 略					
8	長崎県 医療機 関オン ライン 資格確 認支援 事業費 補助金	難病医療費 助成制度に おいて、マ イナンバー カードを受 給者証とし て利用する ための環境 整備を図 る。	オンラインで受 給資格情報を 確認するために 必要なシステム （レセプトコン ピューター）改 修に要する経 費。ただし、補 助対象経費の基 準は、知事が別 に定める。	10分の 10以内	難病の 患者に 対する 医療等 に關す る法律 （平成 26年法 律第50 号）に 定める 指定医 療機関						

長崎県告示第619号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、平成22年長崎県告示第393号及び平成27年長崎県告示第409号で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同法第 7 条第 6 項及び第 9 条第 8 項の規定により、指定を解除する。

なお、その公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県央振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和 6 年12月24日

長崎県知事 大石 賢吾

箇 所 番 号	所 在 地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区 域 の 種 別	建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項
諫早(多良見)-(急)-411	諫早市多良見町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の 図面において 表示
諫早-(土)-100	諫早市栗面町	土石流	警戒区域、特別警戒区域	

長崎県告示第620号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をした。

令和 6 年12月24日

長崎県知事 大石 賢吾

第 1 起業者の名称 南島原市

第 2 事業の種類 南島原市原城跡世界遺産センター整備事業

第 3 起業地

1 収用の部分 長崎県南島原市南有馬町乙字下陣場及び南有馬町丁字西下地内

2 使用の部分 なし

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県南島原市南有馬町乙字下陣場及び南有馬町丁字西下地内における「南島原市原城跡世界遺産センター整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第 3 条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、南島原市が同市の有する世界遺産原城跡についてのガイドンス機能強化、及び世界遺産にかかる観光を切り口として交流人口を拡大し、観光客などによる市内消費を増加させ地域振興を図るための拠点となる公の施設である文化観光拠点施設を整備しようとするものである。

起業者である南島原市は、地方自治法第244条第 1 項の規定によって公の施設を設置する権能を有しており、本件事業に必要な経費については議会の議決を経て、財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

南島原市の有する史跡原城跡（以下「原城跡」という。）は、平成30年 7 月に構成資産のひとつとして世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に登録された。

南島原市では、世界遺産登録以前より、原城文化センター（昭和62年建築）を一部改修した建物を有馬キリシタン遺産記念館（以下「既存施設」という。）として暫定的な原城跡のガイドンス施設と位置付

け、出土遺品・歴史資料・美術品の展示、収蔵・保管、及び来訪者への観光案内などを行ってきた。

ところが、近年、発掘調査の進展による出土遺品の増加により、展示候補対象となる収蔵品総数が増加しており、暫定的なガイダンス施設である既存施設では展示可能スペースに制限があるため、展示品は展示候補総数のうちわずかとなっておりガイダンス施設としての機能を十分に果たせていない状況にある。

さらに、既存施設には出土遺品・歴史資料・美術品を適正に保管するための温湿度管理が可能な専用収蔵スペースがなく、温湿度管理を必要とする紙製の歴史資料、美術品などは保管機能を有する近隣の他施設（歴史民俗資料館、図書館）で暫定的に保管しており、発掘調査の進展に伴い増加している出土遺品は、その一部を廃校となった小学校に保管しており、収蔵品の保管が各所に分散している状況にある。収蔵品の中には、今後、国の重要文化財指定に向けて準備を進めているものが多数あり、その収蔵・保管環境の整備は喫緊の課題となっている。

また、南島原市の人口は減少を続け、年齢別の構成をみると、0歳以上14歳以下の年少人口割合、15歳以上64歳以下の生産年齢人口割合は年々減少しているのに対し、65歳以上の高齢人口割合は上昇を続け、人口減少、少子高齢化の状況が顕著に現れている。

地域の持続的発展のためには地域振興を図る必要があり、市の有する歴史資源などを活かし観光を振興して交流人口を拡大し、市内消費や観光需要の増加を図るような取り組みが重要となっている。

このような状況に対応するため、南島原市は、世界遺産にかかる観光を切り口として交流人口を拡大し、観光客などによる市内消費を増加させ、地域振興を図ることを目的として、世界遺産のガイダンス施設を核とする文化観光拠点施設の整備を行うものである。

本件事業の完成により、世界遺産ガイダンス施設、観光案内施設、物産販売施設、利便性向上機能を有した文化観光拠点施設「南島原市原城跡世界遺産センター」（以下「世界遺産センター」という。）が整備・設置され、世界遺産ガイダンス施設では、展示スペースの拡充と収蔵・保管環境の整備によりガイダンス機能が強化されることから、世界遺産の保護、保存及び整備のための効果的かつ積極的な措置となり、世界遺産原城跡が持つ「顕著な普遍的価値」をより効果的に、広く後世に渡って伝えていくことができると期待される。世界遺産センターでは世界遺産への観光客が市内の文化資源や観光資源に周遊し、周辺市や他の世界遺産の構成資産への周遊に繋がるような取り組みを行うことから、交流人口が拡大し広く観光振興が図られることが期待できる。さらに、世界遺産センターの物産販売施設などに地域住民が多く集まり、世代間交流や住民交流の場が創出されることから、地域活性化が図られることが期待でき、地域振興に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者は、本件事業の起業地及びその周辺には保護を必要とする希少性のある動植物は確認されていない旨確認している。また、起業者は、本件事業の施行に当たっては、環境（騒音、振動を含む。）にも十分留意して施行することとしており、保護を必要とする希少種が確認された場合は、専門家の指導、助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

さらに、起業者は、本件事業の起業地内には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しないことを確認しており、起業地は世界遺産所在地の隣接地であることも鑑み、本件事業の施行に伴い、文化財等が確認された場合は、長崎県教育委員会、文化庁と協議を行い、必要に応じて記録保存等を含む適切な措置を講じるものである。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、南島原市が世界遺産原城跡の近接地内の一般国道251号沿線に、世界遺産ガイダンス施設、観光案内施設、物産販売施設、利便性向上機能を有した文化観光拠点施設を整備・設置する事業であり、起業者は、原城跡への来訪者数や既存施設の入館者数、市内物産販売施設の実績、自然公園等施設技術指針や新営一般庁舎面積算定基準等により本件事業の計画諸元を決定していることから、本件事業の事業計画は適切なものと認められる。

また、本件事業に必要な土地の範囲については、南島原市南有馬町乙字下陣場及び南有馬町丁字西下地内に建設する案（以下「申請案」という。）、同市南有馬町乙字築山及び字小江地内に建設する案、同市南有馬町丁字西下及び字陣場地内に建設する案の3案による検討が行われている。申請案と他の案とを比較すると、申請案は他の案と比べ、土地利用に与える影響等の敷地に関する所見、アクセス性や来訪者の安全性及び施設の視認性等の社会的項目の所見において3案中最も高い評価となり、必要な造成工事（盛土

工、切土工)の数量が最も少なくなり、工事費が最も安価となることなどから、敷地、社会的、技術的、経済性の諸条件を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優先すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業は、世界遺産ガイダンス施設、観光案内施設、物産販売施設、利便性向上機能を有した文化観光拠点施設「南島原市原城跡世界遺産センター」を整備・設置し、世界遺産関連施設としてのガイダンス機能の強化、観光客はもとより地域住民の多くが訪れる賑わいの場を創出するものであり、この南島原市原城跡世界遺産センターにより、世界遺産原城跡が持つ「顕著な普遍的価値」をより効果的に、広く後世に渡って伝えていくことができ、観光客の周遊、世代間交流、住民交流の場が創出されることによって、交流人口の拡大による地域活性化が図られ、地域振興を図ることができるから、地域の持続的発展に寄与することとなる。よって、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、本件事業は、南島原市が令和5年3月に改訂した「第Ⅱ期南島原市総合計画後期基本計画」において、「世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全」施策に係る事業として位置づけられており、その中で南島原市は「世界遺産センターの整備」を総合戦略としている。

なお、市内の各種団体の長等で構成される南島原市世界遺産市民協働会議より、本件事業の早期整備に関して強く要望されているところである。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 長崎県南島原市役所（教育委員会世界遺産推進室）

長崎県告示第621号

長崎県財務規則第9条の2に規定する知事が徴収を行う手数料（令和6年長崎県告示第604号）の一部を次のとおり改正し、令和7年1月1日から適用する。

令和6年12月24日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）別表第1に定める手数料のうち、別表第1に掲げる手数料（ <u>1の項から4の項までに掲げる手数料については、工業技術センター及び窯業技術センターで徴収するものを除く。</u> ）	1 長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）別表第1に定める手数料のうち、別表第1に掲げる手数料
2 長崎県手数料条例に定める手数料を除くほか、県が徴収する手数料のうち、別表第2に掲げる手数料（ <u>4の項に掲げる手数料については、工業技術センター及び窯業技術センターで徴収するものを除く。</u> ）	2 長崎県手数料条例に定める手数料を除くほか、県が徴収する手数料のうち、別表第2に掲げる手数料

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

番号	手数料の名称
1	事実の証明手数料
2	公簿又は公文書の謄本又は抄本交付手数料
3	公文書の写しの交付手数料（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける事業に係るものを除く。）
4	提出書類等の写しの交付手数料
5	一般旅券発給手数料
6	一般旅券の渡航先の追加手数料
7	特定住宅用地認定申請手数料
8	譲渡予定価額審査手数料
9	不動産鑑定業者登録申請手数料
10	第1種フロン類充填回収業者の登録手数料
11	第1種フロン類充填回収業者の登録更新手数料
12	クリーニング所検査手数料
13	クリーニング師免許手数料
14	クリーニング師試験手数料
15	クリーニング師免許証訂正手数料
16	クリーニング師免許証再交付手数料
17	建築物清掃業者登録手数料
18	建築物空気環境測定業者登録手数料
19	建築物空気調和用ダクト清掃業者登録手数料
20	建築物飲料水水質検査業者登録手数料
21	建築物飲料水貯水槽清掃業者登録手数料
22	建築物排水管清掃業者登録手数料
23	建築物ねずみ昆虫等防除業者登録手数料
24	建築物環境衛生総合管理者登録手数料
25	製菓衛生師免許手数料
26	製菓衛生師試験手数料
27	製菓衛生師免許証書換え交付手数料
28	製菓衛生師免許証再交付手数料
29	一般と畜場設置許可申請手数料
30	簡易と畜場設置許可申請手数料
31	と畜検査手数料
32	食鳥処理事業許可申請手数料
33	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料
34	第一種動物取扱業登録申請手数料
35	第一種動物取扱業登録更新申請手数料
36	特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料
37	特定動物の飼養又は保管の変更許可申請手数料
38	犬又はねこの引取り手数料
39	確認規程認定申請手数料
40	確認規程変更認定申請手数料
41	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料
42	一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料
43	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料
44	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料
45	一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料
46	一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料

47	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料
48	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例変更認定申請手数料
49	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料
50	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料
51	産業廃棄物処分業許可申請手数料
52	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料
53	産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料
54	産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料
55	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料
56	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料
57	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料
58	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料
59	特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料
60	特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料
61	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
62	産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料
63	産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料
64	産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料
65	産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料
66	産業廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料
67	廃棄物再生事業者登録申請手数料
68	引取業者の登録申請手数料
69	引取業者の登録更新申請手数料
70	フロン類回収業者の登録申請手数料
71	フロン類回収業者の登録更新申請手数料
72	解体業の許可申請手数料
73	解体業の許可更新申請手数料
74	破砕業の許可申請手数料
75	破砕業の許可更新申請手数料
76	破砕業の事業の範囲の変更許可申請手数料
77	土地掘削許可申請手数料
78	土地掘削許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料
79	掘削のための施設等の変更の申請手数料
80	ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料
81	ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請手数料
82	ゆう出路増掘施設等の変更の申請手数料
83	温泉の採取の許可申請手数料
84	温泉採取許可を受けた者の地位の承継の承認の申請手数料
85	可燃性天然ガスの濃度の確認の申請手数料
86	温泉採取のための施設等の変更の申請手数料
87	温泉利用許可申請手数料
88	温泉利用許可を受けた者の地位の承継の承認の申請手数料
89	登録分析機関登録申請手数料
90	鳥獣飼養登録票の申請手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料
91	指定調査機関の指定申請手数料
92	指定調査機関の指定更新申請手数料
93	汚染土壌処理業の許可申請手数料

94	汚染土壌処理業の許可更新申請手数料
95	汚染土壌処理業の変更許可申請手数料
96	汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受承認申請手数料
97	汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割承認申請手数料
98	汚染土壌処理業に係る相続承認申請手数料
99	狩猟免許申請手数料
100	狩猟免許再交付手数料
101	狩猟免許更新申請手数料
102	狩猟者登録手数料又は変更登録手数料
103	狩猟者登録証再交付手数料
104	狩猟者記章再交付手数料
105	病院開設許可手数料
106	診療所開設許可手数料
107	助産所開設許可手数料
108	病院検査手数料
109	診療所検査手数料
110	助産所検査手数料
111	死体保存許可手数料
112	診療エックス線技師免許証再交付手数料
113	診療エックス線技師免許証書換え交付手数料
114	衛生検査所登録申請手数料
115	衛生検査所登録証明書書換え交付手数料
116	衛生検査所登録証明書再交付手数料
117	衛生検査所登録変更申請手数料
118	准看護師の免許手数料
119	准看護師再教育研修修了登録手数料
120	准看護師再教育研修修了登録証書換え交付手数料
121	准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料
122	准看護師の試験手数料
123	准看護師試験合格証明書の交付手数料
124	准看護師免許証の書換え交付手数料
125	准看護師免許証の再交付手数料
126	助産婦名簿謄本交付手数料
127	保健婦免許書換え交付手数料
128	看護婦免許又は看護人免許の書換え交付手数料
129	保健婦免許再交付手数料
130	看護婦免許又は看護人免許の再交付手数料
131	調理師免許手数料
132	調理師免許証書換え交付手数料
133	調理師免許証再交付手数料
134	栄養士免許手数料
135	栄養士免許証訂正手数料
136	栄養士免許証再交付手数料
137	指定居宅サービス事業者指定申請手数料
138	指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料
139	指定介護老人福祉施設指定申請手数料
140	指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料

141	介護老人保健施設開設許可申請手数料
142	介護老人保健施設変更許可申請手数料
143	介護老人保健施設許可更新申請手数料
144	介護医療院開設許可申請手数料
145	介護医療院変更許可申請手数料
146	介護医療院許可更新申請手数料
147	指定介護予防サービス事業者指定申請手数料
148	指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料
149	介護支援専門員証交付手数料
150	受胎調節実地指導員指定証交付手数料
151	受胎調節実地指導員標識交付手数料
152	受胎調節実地指導員指定証訂正手数料
153	受胎調節実地指導員指定証再交付手数料
154	受胎調節実地指導員標識再交付手数料
155	貸金業者の登録申請手数料
156	貸金業者の登録更新申請手数料
157	全国通訳案内士登録手数料
158	全国通訳案内士登録事項変更手数料
159	全国通訳案内士登録証再交付手数料
160	地域通訳案内士登録手数料
161	地域通訳案内士登録事項変更手数料
162	地域通訳案内士登録証再交付手数料
163	旅行業登録申請手数料
164	旅行業者代理業登録申請手数料
165	旅行サービス手配業登録申請手数料
166	旅行業更新登録申請手数料
167	旅行業変更登録申請手数料
168	水洗炭業者の登録申請手数料
169	水洗炭業者の更新登録申請手数料
170	電気工事士免状交付手数料
171	電気工事士免状再交付手数料
172	電気工事士免状書換え手数料
173	電気工事業者の登録申請手数料
174	電気工事業者の更新登録申請手数料
175	電気工事業者登録証の訂正手数料
176	電気工事業者登録証の再交付手数料
177	登録電気工事業者登録簿の謄本交付手数料
178	登録電気工事業者登録簿の閲覧手数料
179	漁業権免許申請手数料
180	団体漁業権共有認可申請手数料
181	漁業権分割変更免許申請手数料
182	個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料
183	個別漁業権移転認可申請手数料
184	休業中の漁業許可申請手数料
185	沿岸漁場管理団体指定に係る申請手数料
186	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料
187	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料

188	免許漁業原簿（漁場図を除く。）の謄本又は抄本の交付手数料
189	漁場図の謄本又は抄本の交付手数料
190	免許漁業原簿閲覧手数料
191	漁船登録票申請手数料
192	漁船登録再交付手数料
193	漁船検認手数料
194	漁船登録変更申請手数料
195	漁船登録謄本交付手数料
196	小型漁船総トン数測定手数料
197	遊漁船業登録申請手数料
198	遊漁船業更新登録申請手数料
199	遊漁船業務主任者講習手数料
200	輸出水産物製造事業場登録申請手数料
201	肥料登録手数料
202	肥料登録更新手数料
203	生産事業者登録手数料
204	生産事業者講習手数料
205	生産事業者の登録証の書換え交付手数料
206	生産事業者の登録証の再交付手数料
207	種苗申請証明手数料
208	登録検査機関登録手数料
209	登録検査機関登録更新手数料
210	登録検査機関変更登録手数料
211	採石業者登録申請手数料
212	採石業務管理者認定申請手数料
213	採石業務管理者試験受験手数料
214	岩石採取計画の認可申請手数料
215	岩石採取計画の変更認可申請手数料
216	砂利採取業者登録申請手数料
217	砂利採取業務主任者認定申請手数料
218	砂利採取業務主任者試験受験手数料
219	砂利採取計画認可申請手数料
220	砂利採取計画変更認可申請手数料
221	浄化槽工事業登録申請手数料
222	浄化槽工事業更新登録申請手数料
223	浄化槽工事業者登録簿謄本交付手数料
224	浄化槽工事業者登録簿閲覧手数料
225	建設業許可申請手数料
226	建設業許可更新申請手数料
227	経営規模等評価手数料
228	総合評定値通知手数料
229	あっせん
230	調停手数料
231	仲裁手数料
232	建設機械の打刻又は検認の申請手数料
233	解体工事業登録申請手数料
234	解体工事業登録更新申請手数料

235	解体工事業者登録簿閲覧手数料
236	特殊車両通行許可申請手数料
237	特定民間再開発事業認定申請手数料
238	地区外転出事情認定申請手数料
239	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録又は登録更新手数料
240	教育職員の普通免許状の授与手数料
241	教育職員の普通免許状の教育領域追加手数料
242	教育職員の特別免許状の授与手数料
243	教育職員の臨時免許状の授与手数料
244	教育職員の臨時免許状の教育領域追加手数料
245	教育職員の免許状の書換え手数料
246	教育職員の免許状の再交付手数料
247	教育職員検定手数料
248	銃砲刀剣類登録審査手数料
249	銃砲刀剣類登録証再交付手数料
250	美術刀剣類製作承認審査手数料
251	少額領収書等の写しの開示請求手数料
252	少額領収書等の写しの交付手数料

別表第2

番号	手数料の名称	
1	長崎県危険物等に係る事務手数料条例（平成12年長崎県条例第15号）第2条に定める手数料（第3条に規定する指定機関が行う事務に係るものを除く。）	
2	長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）第5条に定める手数料	
3	長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）第6条第1項及び第54条第1項に定める手数料	
4	長崎県環境保健研究センター条例（平成18年長崎県条例第65号）第9条に定める手数料	
5	長崎県計量関係手数料条例（平成12年長崎県条例第20号）第2条に定める手数料（第1条に規定する定期検査手数料及び計量証明検査手数料を除く。）	
6	長崎県食品衛生に関する条例（平成12年長崎県条例第57号）第4条に定める手数料	
7	旅館業法施行条例（昭和33年長崎県条例第7号）第7条に定める手数料	
8	興行場法施行条例（昭和59年長崎県条例第29号）第8条に定める手数料	
9	公衆浴場法施行条例（昭和36年長崎県条例第10号）第8条に定める手数料	
10	長崎県理容師法施行条例（平成12年長崎県条例第54号）第5条に定める手数料	
11	長崎県美容師法施行条例（平成12年長崎県条例第55号）第5条に定める手数料	
12	化製場等に関する法律施行条例（昭和59年長崎県条例第28号）第10条に定める手数料	
13	長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年長崎県条例第34号）第15条に定める手数料	
14	長崎県業務関係手数料条例（平成12年長崎県条例第17号）第2条に定める手数料	
15	長崎県職業能力開発関係手数料条例（平成12年長崎県条例第35号）第2条別表第1に定める手数料のうち右欄に掲げる手数料	職業訓練指導員免許手数料
		職業訓練指導員免許証再交付手数料
		職業訓練指導員試験手数料
		技能検定合格証書再交付手数料
16	長崎県水産製品規格条例（昭和41年長崎県条例第8号）第8条に定める手数料	
17	長崎県種雄豚検査条例（昭和42年長崎県条例第5号）第11条に定める手数料	
18	長崎県畜産関係手数料条例（平成12年長崎県条例第49号）第2条別表に定める手数料のうち右欄に掲げる手数料	家畜商免許手数料
		家畜商講習手数料
		家畜商免許証書換え交付手数料
		家畜商免許証再交付手数料

		家畜市場登録申請手数料
		家畜市場登録証書換え交付手数料
		家畜市場登録証再交付手数料
		種畜証明書書換え交付手数料
		種畜証明書再交付手数料
		家畜人工授精師免許申請手数料
		家畜人工授精所開設許可申請手数料
		家畜人工授精師免許証書換え交付手数料
		家畜人工授精師免許証再交付手数料
		家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料
		家畜人工授精所開設許可証再交付手数料
		ふ化業者登録申請手数料
		ふ化場確認申請手数料
		転飼許可申請手数料
		飼料分析手数料
19	長崎県木材業者及び製材業者登録条例（昭和34年長崎県条例第3号）第10条に定める手数料	
20	長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号）第45条に定める手数料	
21	長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）第2条に定める手数料（第3条に規定する指定機関が行う事務に係るものを除く。）	
22	長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年長崎県条例第43号）第30条に定める手数料	
23	長崎県警察関係手数料条例（平成12年長崎県条例第31号）第2条に定める手数料（第3条に規定する指定機関が行う事務に係るものを除く。）	

長崎県告示第622号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務（手数料の収納）を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年12月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日

令和6年11月21日

2 指定公金事務取扱者の所在地及び名称

- (1) 長崎県長崎市城栄町41番75号
一般財団法人 長崎県交通安全協会
- (2) 長崎県長崎市尾上町5番26号
一般社団法人 長崎地区交通安全協会
- (3) 長崎県長崎市松が枝町7番25号
大浦地区交通安全協会
- (4) 長崎県長崎市大橋町26番4号
浦上地区交通安全協会
- (5) 長崎県西彼杵郡時津町浦郷275番地1
時津地区交通安全協会
- (6) 長崎県五島市東浜町3丁目9番1号
一般社団法人 五島市交通安全協会
- (7) 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷733番地2
一般社団法人 上五島地区交通安全協会
- (8) 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触551番地1
一般社団法人 壱岐市交通安全協会
- (9) 長崎県対馬市厳原町中村633番地

一般社団法人 対馬地区交通安全協会

3 委託事務

地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に該当する手数料の収納事務

4 委託期間

令和7年1月5日から令和7年3月31日まで

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年12月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市美津島町久須保668番地

犬束 徳弘

長崎県対馬市美津島町緒方341番地

近藤 美津雄

(2) 加入区

三浦湾加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

美津島町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市美津島町久須保711番地10

美津島町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年12月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市豊玉町横浦35番地

吉村 久男

長崎県対馬市豊玉町横浦13番地22

石川 章夫

(2) 加入区

豊玉町日の出加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

豊玉町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市豊玉町千尋藻355番地 9
豊玉町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和 6 年12月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市上対馬町芦見110番地
相庭 茂樹
長崎県対馬市上対馬町小鹿524番地 3
沖中 勝則

(2) 加入区

上対馬町南部加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

上対馬南漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市上対馬町琴1247番地
上対馬南漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和 6 年12月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県平戸市津吉町704番地 1
栗山 正徳
長崎県平戸市神上町101番地
崎本 秀年

(2) 加入区

津吉加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

平戸市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県平戸市宮の町655番地13
平戸市漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年12月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県松浦市福島町塩浜免2109番地
志水 堅治
長崎県松浦市福島町鍋串免133番地1
萬 知幸
- (2) 加入区
福島町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
新松浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免637番地
新松浦漁業協同組合

一般競争入札の実施（公告）

物品の調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年12月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入件名及び数量
長崎県内の警察施設で使用する電力
契約電力 1,922 k W
予定使用電力量 4,719,700 k W h
- (2) 仕様等
入札説明書による。
- (3) 使用期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 需要場所
長崎県内の警察施設（入札説明書による。）
- (5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、入札説明書にて提示する各施設の月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総計（年間総価）を入札金額とすること。この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約

希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書は、郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

オ 入札執行回数は1回を限度とする。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公告に定める開札日時時点で、電力調達の契約に係る競争入札の参加者の資格等（平成26年長崎県告示第55号）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告に定める開札日時時点で、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和6年11月27日改定）に基づく資格を得ていること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) この公告の日から11の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (7) この公告の日から11の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 資格審査申請書

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県総務部管財課（施設班）

（電話）095-894-3000

（提出期限）令和7年1月27日 17時まで

（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）

(2) 長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（以下「報告書」という。）

前記2の(4)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、報告書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

報告書の入手先、提出場所及び問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県県民生活環境部地域環境課

（電話）095-895-2512

（提出期限）令和7年1月27日 17時まで

（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）

4 入札参加条件

当該施設の電力需要に対して供給可能であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称

（住所）〒850-8548 長崎市尾上町3番3号

（名称）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）

（電話）095-820-0110 内線 2231

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和7年2月4日（火）17時までの間（県の休日を除く。）

(場所) 5の部局等とする。

8 入札参加申請書の提出場所、提出期限及び提出方法

入札参加希望者は、必ず入札参加申請書(長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)を提出すること。

(提出場所) 5の部局とする。

(提出期限) 令和7年2月4日(火)17時まで

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出場所 5の部局等とする。

(2) 受領期限 令和7年2月10日(月)17時まで

(3) 提出方法 郵送(書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。

11 開札の日時及び場所

(日時) 令和7年2月12日(水)13時30分

(場所) 長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部 3階入札室

代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日に委任状を提出すること。

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(4) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(5) 入札者が連合して入札をしたとき。

(6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(7) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(8) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(9) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札書に押印している印鑑が届出済の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字、電気料金総額内訳書の違算等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。（電気料金総額と電気料金総額内訳書に記載した単価・金額が整合しない場合を含む。）
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に購入件名の記載がないとき。
- (19) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、総額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to use in Nagasaki Prefectural Police facilities
Contract:1,922kW, Estimated volume of electricity: 4,719,700kWh.
- (2) Period of supply:
From 1 April 2025 through 31 March 2026
- (3) Place of supply:
Nagasaki Prefectural Police facilities
- (4) Time-limit for tender:
5:00 p.m. 10 February 2025
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. 12 February 2025
- (6) Contact point for the notice:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト